

重要事項説明書（介護予防訪問看護サービス）

1. 事業者概要

事業所の名称	訪問看護ステーションそら
指定番号	介護保険法3660190251、医療機関コード0190251
所在地	徳島県徳島市名東町三丁目232-26
電話番号	088-633-5010
サービス提供地域	徳島市、名東郡、名西郡、板野郡

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅療養を希望する方の介護予防訪問看護
運営の方針	1. 要介護状態等となった場合においてその利用者が可能な限りその居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行う。 2. 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に介護予防訪問看護を提供する。 3. サービスの提供に当たっては意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立って行う。

3. ご利用事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
看護師（管理者）	1名		1名
看護師	1名	1名	2名
准看護師	0名	0名	0名
理学作業療法士	1名	4名	5名

4. 営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
定休日	日曜・祝日、12/29～1/3、8/12～8/15

5. サービスの内容

<p>(1) 「介護予防訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。</p> <p>①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥療養生活や介護方法の指導</p> <p>(2) 事業者は、利用者のご希望する日程により介護予防訪問看護サービスを提供します。</p>
--

6. 利用料

介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

<保健婦（士）・看護師が介護予防訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	自己負担額
20分未満	3,030円	303円
30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

*准看護師が介護予防訪問看護を行った場合、所定額の90/100の料金になります。

<理学療法士・作業療法士が介護予防訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	自己負担額
1回20分あたり	2,840円	284円

*1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位で算定料金になります。

*1日3回以上の場合は50/100。

*1回につき8単位を減算。(理学療法士・作業療法士の訪問回数が看護職員による訪問回数をこえている場合。緊急時訪問看護加算、特別管理加算をいずれも算定していない場合)

*訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問（おおむね3ヶ月に1回程度）により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させる訪問となります。

*夜間・早朝、深夜の場合は、1回あたり下表の該当金額を基本料金に加算します。

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）	基本料金の25%
深夜（午後10時から午前6時）	基本料金の50%

《その他の加算金額》

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：要件①② 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）：要件① 算定要件①利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事。②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。	（Ⅰ）1月につき 6000円 （Ⅱ）1月につき 5740円
特別管理加算：特別な管理を必要とするお客様（厚生大臣が定める状態にある方に限ります。）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	Ⅰ：1月につき 5,000円
	Ⅱ：1月につき 2,500円
初回加算（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院した日または退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合 初回加算（Ⅱ）退院又は退所した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。	初回のみ（Ⅰ）3,500円 （Ⅱ）3000円
退院時共同指導加算	退院時 8,000円
サービス提供体制加算	1回につき 60円

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

*地域区分（地域の人件費に応じた報酬単価の調整）により
当訪問看護ステーションでの介護報酬単価におきましては「7級地で3%の加算」となります。

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間：毎週月曜日から土曜日まで 午前9時00分～午後6時00分 ご利用方法：電話 088-633-5010 Fax 088-633-5016 面接場所：ご利用者様宅、訪問看護ステーションそら 担当者：管理者及び苦情受付担当者（近藤敏朗、櫛淵真弘）
-----------	---

	介護保険サービスの苦情・相談・通報 ・徳島県国民健康保険団体連合会 受付時間/午前9時～午後5時（土日祝を除く） 電話 088-665-7205 Fax 088-666-0228 ・各保険者 （ ） 電話（ ）
--	---

緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

9. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所は、設備および備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症の防止、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催する。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

10. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を年1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

11. 身体的拘束の禁止について

- ・利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。
 - ・事業者は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

12. ハラスメント対策

・ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を定めています。

暴言・暴力・ハラスメントに対する適切な対応を図るとともに、事業所内に相談窓口担当者を管理者としています。

・従業者に対するハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を年に1回実施します。

・暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、従業者に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】 暴力又は乱暴な言動：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を向ける、怒鳴る、奇声や大声を発する等 ハラスメント行為：不必要に体を触る、手を握る
その他：従業者や他者の個人情報を求めるなど。

13. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。 -

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 指定介護予防訪問看護事業者

主たる事務所所在地：徳島県徳島市名東町三丁目232-26

名 称 : 訪問看護ステーションそら

代 表 : 近藤 敏朗 印

説明者 職 名 : 管理者

氏 名 : 近藤 知子 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所 :
氏 名 : 印

(甲2) 利用者の家族 住 所 :
氏 名 : 印